

## 京都議定書の批准について

### 1. 京都議定書の承認及び地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律についての現況

- 3月29日 閣議決定、国会提出
- 5月21日 衆議院本会議で可決
- 5月31日 参議院本会議で可決
- 6月4日 京都議定書の受諾の閣議決定  
国連事務局に寄託
- 6月7日 法律の公布（予定）

### 2. 京都議定書の発効に向けた国際状況（6月5日現在）

締結国は74ヶ国（発効要件の一つである55ヶ国に達した。）

附属書 国（いわゆる先進国、市場経済移行国）の締結については、

ルーマニア（2001,3,19）

チェコ（2001,11,15）

アイスランド（2002,5,23）

ノルウェー（2002,5,30）

EU（15ヶ国＋EC）（2002,5,31）

スロヴァキア（2002,5,31）

日本（2002,6,4）

これらの国々の1990年二酸化炭素排出量は、附属書 国全体の35.8%  
（発効要件の一つである55%には未だ達せず。）

未締結の附属書 国（括弧内は1990年二酸化炭素排出量の附属書 国全体に対する割合）

米国（36.1%）

ロシア（17.4%）

カナダ（3.3%）

ポーランド（3.0%）

オーストラリア（2.1%）

その他（2.1%）